

## 尼崎市立幼稚園 Instagram 利用規約

尼崎市立幼稚園 Instagram ページ（以下、「本ページ」という）の利用規約（以下、「本規約」という）に関して、以下のとおり定めます。本ページのご利用にあたっては、本規約に合意のうえご利用くださいますようお願い申し上げます。

### 1 運営について

- (1) Instagram アカウント名：amagasaki\_ichiritu\_youchien
- (2) プロフィールページ URL：https://www.instagram.com/amagasaki\_ichiritu\_youchien
- (3) 運営者：尼崎市就学前教育課（以下、本市という）
- (4) 内容：尼崎市の市立幼稚園のイベント情報や、市立幼稚園での子育て支援情報などを紹介していきます。
- (5) 本市が投稿する時間帯：平日 8 時 45 分～17 時 30 分（年末年始、土日、祝日および本市の定める休業日を除く）。それ以外の日時においても投稿する場合があります。
- (6) 運営期間：本ページの運営は予告なく終了、削除される場合があります。

### 2 免責事項について

- (1) 本市は、本ページにおける情報の正確性、完全性には細心の注意を払っていますが、それを保証する義務を負いません。
- (2) 本市は、ユーザーが本ページを利用したこと、もしくは利用することができなかったことによつて生じるいかなる損害についても一切責任を負いません。
- (3) 本市は、ユーザーにより投稿（コメント・写真・動画等）されたコンテンツについて一切責任を負いません。
- (4) 本市は、本ページに関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- (5) 投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもつて、ユーザーは本市に対し、投稿コンテンツを、全世界において無償で非独占的に使用する（加工、抜粋、複製、公開、翻訳などを含む）権利を許諾したものとし、かつ、本市に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。
- (6) 本ページは、Meta Platforms 社のシステムによって運用されております。同社のシステム運用状況に関しては一切お答えすることができません。また 同社ならびに第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、ご利用方法、技術的なご質問などに関しても、一切お答えすることができません。

### 3 禁止事項について

本ページに対して、以下のような行為はご遠慮ください。ユーザーの行為が以下のいずれかに該当する場合、ハッシュタグをつけて発信した投稿であっても、本ページには掲載しない、または、掲載後であっても削除等する場合がございます。

- (1) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏洩するもの
- (2) 本市または第三者の名誉、信用を傷つけたり、誹謗中傷するもの
- (3) 本市または第三者の著作権、肖像権、知的財産権を侵害するもの
- (4) 法令や公序良俗に反するもの
- (5) 他のユーザーまたは第三者等になりすますもの
- (6) 広告・宣伝目的のもの・アフィリエイト（Instagram 外のサイトに誘導された場合に、そのサイトが広告・宣伝目的のもの・アフィリエイトも含む）
- (7) Instagram の利用規約・法令に違反するもの
- (8) 本ページの趣旨に関係のないもの
- (9) その他、本市が不適切と判断するもの

#### 4 投稿やコメントへの返信について

本市は、本ページに対する投稿やコメントに対して返信を行わない場合があります。

#### 5 基本情報へのアクセスについて

ユーザーが本ページをフォローしていただいた場合は、本規約に同意いただいたものとみなし、ユーザーが公開しているユーザーの名前、プロフィール写真など、公開されているアカウントやプロフィール情報への本ページからのアクセスを許諾したものとみなします。

#### 6 個人情報の取り扱いについて

本市がユーザーから個人情報を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律に基づいて、適切に管理いたします。

#### 7 本規約の変更について

本市は、ユーザーへの予告なしに本規約の変更を行う場合があります。

#### 8 お問い合わせについて

当アカウントに対するご意見やお問い合わせは、 [ama-shugakuzen@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-shugakuzen@city.amagasaki.hyogo.jp) までお願いします。

#### 9 準拠法および裁判管轄

本規約は日本法に準拠します。また、ユーザーと本市の間で紛争が生じた場合、神戸地方裁判所尼崎支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上